

# 原子力損害の賠償請求で 分からないことやお困りごとがあれば お気軽にご相談ください。

福島県では、福島県弁護士会及び福島県不動産鑑定士協会と連携し、弁護士及び不動産鑑定士による個別相談を実施しています。相談料は無料ですので、お気軽にご相談ください。

## 弁護士による対面での法律相談

福島県弁護士会所属の弁護士から、賠償請求に関するお困りごとなどについて助言をもらうことができます。

< 相談時間・実施日・実施会場 >

- 1回の相談時間は30分。希望日をお聞きした上で実施日を調整いたします（平日午後1時30分～午後3時45分の間）。
- 会場は、原則、【福島市・郡山市・会津若松市・白河市・相馬市・南相馬市・いわき市】からお選びください。

## 不動産鑑定士による対面での相談

東京電力から「宅地・建物・借地権賠償金ご請求書②」が届いている方を対象に、（公社）福島県不動産鑑定士協会所属の不動産鑑定士から賠償額の見方などについて助言をもらうことができます。

※不動産鑑定士が、評価額を算定したり賠償額を示したりするものではありません。

< 相談時間・実施日・実施会場 >

- 1回の相談時間は30分。希望日をお聞きした上で実施日を調整いたします（平日午後1時30分～午後4時30分の間）。
- 会場は、原則、【福島市・郡山市・会津若松市・南相馬市・いわき市】からお選びください。

原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

☎ 024-521-8216

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

毎週水曜日は弁護士の  
電話法律相談も実施しています。

休祝日除く 午後1時～午後5時

福島県原子力損害対策課

相談してみませんか？  
**原子力損害の  
賠償請求で**

**お困りごとはありませんか？**

東京電力の賠償に納得できない場合は、ADR申立てなどの解決方法があります。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



東京電力から賠償されない、賠償内容に納得できない場合は、ADRセンターへの申立てを検討してみてください。



ADRセンターは、原子力損害の賠償請求について、円滑・迅速かつ公正に紛争を解決することを目的に設置された国の機関です。

## 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)

<ADRセンターの特徴>

- 弁護士資格を有する仲介委員が中立・公正な立場から和解仲介を担当します。
- 裁判よりも手続きが簡便で、ご本人さまおひとりでも申立てができます。
- 申立手数料は無料です。※書類の作成費用や郵送費用などは各自のご負担となります。
- 既に東京電力との間で合意している場合でも申立てができます。
- 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。

☎ 0120-377-155

ホームページはこちらから  
和解事例集も掲載しています



受付時間 平日 午前10時～午後5時

## ADR申立ての流れ



### 1 申立書の入手

- 申立書の用紙は、ホームページやセンターの窓口で配布されているほか、郵送を依頼できます。

### 2 申立書の作成

- 申立書の用紙に沿って、賠償請求する損害項目の内容等を記入して、センターに送付します。

### 3 仲介委員の指名

- 申立て後1か月から1か月半程度で和解の仲介を担当する仲介委員が指名されます。

### 4 和解の仲介

- 仲介委員が、電話や面談等によりご事情をお伺いしながら解決を目指します。

### 5 和解案の提示

- ご事情に応じて和解案が、書面で提示されます。

和解の成立  
賠償金支払

終了した案件の約8割で和解が成立

和解の不成立  
打ち切り

## こんな疑問や不安はありませんか？



Q1 どんな損害について和解案が示されているの？

A1 避難によって家族の別離が生じた場合に慰謝料の額が増額されるなど、それぞれの事情に応じた和解案が示されています。

Q2 既に賠償を受けているけれど増額される見込みはあるの？

A2 直接請求で採用された賠償額の算定方法が見直され、追加賠償が認められた事例があります。

Q3 帳簿などの証拠資料が揃っていない場合でも申立てできるの？

A3 写真や聞き取りなど様々な方法で被害実態を把握することで、賠償が認められた事例があります。

Q4 ADRセンターから和解案が示されたけれど受け入れるべき？

A4 和解案を受け入れるか判断に迷ったときは、福島県などが実施する相談事業を利用して弁護士などの専門家から助言を受けることができます。

## 専門家に相談してみませんか？

福島県では、弁護士等による個別相談を実施しています。ADR申立てについて疑問や不安がある場合、専門家から助言を受けることができます。(詳細は裏面をご覧ください)

